

災害事例

『吊り荷が振れ、仮置きしておいたドラムとの間に挟まれる』

業種 構築用金属製品製造業
被害状況 死亡1名（組立工）

1. 被害発生状況

1) 被害者A及びBの2名は、鉄構工場内で頭首工ゲート開閉装置及び円筒多段ゲート開閉装置の組立作業を開始した。

被災者Aは、定盤上で頭首工ゲート開閉装置の架台フレーム枠の仮付溶接作業に従事し、Bは、東側に2コ並べて置かれている円筒多段ゲート開閉装置の巻上げドラム（長さ1.7メートル、直径2.3メートル、質量約8.5トン）にドラムフランジ取付用リング（以下「リング」という。）の取付作業を開始した。

2) 当該各ゲート開閉装置は、河川に設ける水門の開閉に使用する装置で、主に架台、開閉装置（ドラム、ワイヤロープ、巻上げ電動機）、ゲート等により構成されている。また、当該リングは、円筒多段ゲート開閉装置の巻上げドラムの両端にドラム軸を通すため取付ける円筒状の輪で、動力を伝えるギヤが付く側のフランジと蓋側のフランジの2種類がある。

3) Bは、円筒多段ゲート開閉装置の巻上げドラム2缶のギヤが取付けられている側のリングの取付けが完了したので、被災者Aの行っている組立作業を手伝う作業を開始した。

4) 休憩時間後、被災者A及びBは、共同でこの組立作業を行っていたが、被災者Aは、この組立作業をBに任せ、自らは、Bが先に完了させた巻上げドラムに今度は、蓋側にリングを取付けるためクラブトロリ式天井クレーン（つり上げ荷重30.41トン（主巻）／10.11トン（補巻））の主巻、補巻で左右を共振りして当該ドラムを回転させる作業にかかった。

5) 被災者A本人が死亡しているところから、災害発生に至った詳細は不明であるが、その状況を推定すると、被災者Aは2缶ある巻上げドラムのうち、定盤寄りの巻上げドラムの回転作業がほぼ完了する状態であ

り上げた当該ドラムが定盤に接触しドラムに傷がつくのを避けるため当該天井クレーンを運転操作して北側に約1メートル走行させ、このドラムが定盤に接触しない位置へ移動させたものと思われる。この時、ドラムが南北に約30センチメートル振れたので、定盤上で作業していたBが振れを止めようと手を触れたので被災者AがBに対し当該ドラムから離れるよう注意した。その後、被災者Aは、当該ドラムの振れを止めようとしたと思われるが、ドラムの振れに合わせ、ゆっくり北側に約1メートル移動して急に北側へ移動したと同時にドラムが約70センチメートル振られ、被災者Aは、つっていた当該ドラムと被災者Aの背後に仮置きしてあった頭首工ゲート開閉装置の巻上げドラム（長さ1メートル、直径1.4メートル、質量約3トン）の間に頭部を挟まれ即死したものと思われる。

2. 災害発生原因

- 1) クラブトロリ式天井クレーンの運転操作を巻上げドラムの回転作業で安全な位置で行わなかったこと。
- 2) 巻上げドラムの振れを防止するため作業位置を確認しないでクラブトロリ式天井クレーンの運転操作を行ったこと。

3. 再発防止対策

- 1) クレーンで巻上げ、地切りを行うときは、荷が振れても安全な位置で運転操作を行うことを徹底するとともに作業場所の環境整備を行うこと。
- 2) クレーンの運転操作に係るマニュアルの整備を図るとともに関係労働者への安全教育を実施すること。

